


毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

ページ

告示

漁業災害補償法による付保義務の発生(五三・水産漁港課)……………	1
開発行為に関する工事の完了(五四・平鹿地域振興局建設部)……………	1

公告

県営土地改良事業の換地処分(平鹿地域振興局農林部)……………	1
--------------------------------	---

告示

秋田県告示第五十三号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百八条第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定に基づき、公示する。

平成十七年一月十八日

秋田県知事 寺田典城

八森加入区 総トン数十トン未満の漁船によりさし網若しくははえ縄を使用して又は

釣りによって営む漁業を主とする漁業

船川・脇本・船越・天王加入区 雑魚小型定置漁業であつて天王町の区域内に住所を

有する組合員が営むもの

西目加入区 総トン数十トン未満の漁船によりごち網、さし網若しくははえ縄を使用

して又は釣りによって営む漁業を主とする漁業

秋田県告示第五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により平成十六年十月十二日付け指令平建 九百八十五 四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年一月十八日

秋田県知事 寺田典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横手市大町六番二十九号

ワイ・ディー・シー株式会社 代表取締役 平田 桂子

二 開発区域に含まれる地域の名称

横手市赤坂字上喜連森百三十三番、百三十四番、百三十五番一、百四十番、百四十一番

公告

平成十七年一月十一日県営土地改良事業(柄内地区担い手育成基盤整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十七年一月十八日

秋田県知事 寺田典城

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄